

第4章

食育推進の基本的な考え方

1 食育の基本理念

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てること

【岐阜県食育基本条例】

食育は、心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本です。「食」を通じて生きる力と、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことは、県民にとって最も大切な願いのひとつです。本県の食育の基本理念は岐阜県食育基本条例に基づいており、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するよう、食育に関する施策を展開していきます。

「食」

食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食事のコミュニケーション、食環境などを含む幅広い意味で捉え、「食」を通じた「こころ」を育てることも含みます。

健全な食生活

生活リズムとして規則正しく食事をとること（朝・昼・晩の食事をきちんととる）、栄養面でバランスがとれていること、食品の安全に気をつけること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族が一緒に食事をすることなどをいいます。

2 食育の目的と重点世代

目的

心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現
健康寿命の延伸

重点世代

次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期

健康を増進し、健康寿命の延伸を目指すには、子供や若い頃から生活習慣病予防のための健全な食生活を実践することが重要です。また、豊かな人間形成の実現のためには、生活習慣の基礎ができる子供からの食育を推進していく必要があります。

このため、次世代を担う子供と、食生活の課題が多い青年期を重点世代とし、具体的な取組は、乳幼児期から高年期まで生涯を通じて実践します。

3 3つの基本方針

1 多様な暮らしを支える食育の推進

～子供と青年期を重点とし、高年期までの家族形態の変化やライフステージに応じた生涯を通じた食育の推進～

社会環境の変化に伴い、世帯構造や家庭生活の状況が多様化する中、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、子供や高齢者を含む全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築に向け、食育を推進します。

2 食の循環や環境に配慮した食農教育と地産地消の推進

～伝統的な食文化の継承と豊かな農林水産業の活用～

食に対する感謝の念を深めていくためには、自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを理解することが大切です。

そこで、知識や情報として得るのみではなく体験から体得する食農教育を推進し、岐阜県の豊かな農林水産業に親しみ活用する地産地消を推進します。

また、「和食：日本人の伝統的な食文化」が「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的習慣として、ユネスコ無形文化遺産に登録（平成25年12月）されました。

食育活動を通じて郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する県民の関心と理解を深めるなどにより伝統的な食文化の保護・継承を推進します。

3 社会環境づくりの推進と、県民とともに進める県民運動の展開

～関係機関が主体的かつ多様に連携し、協働した食育の展開～

家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わるすべての関係者が、相互理解を深めながらそれぞれの立場で食育を推進する社会環境づくりと、すべての県民の参加と協働により、食育の推進を図る県民運動として食育を展開します。

4 目的を実現するための5つの目標

第1次及び第2次計画に引き続き、多くの県民の共通理解と積極的な参加を促すため、「5つの目標」を継続して設定します。

さらに、それぞれの目標を達成するため、具体的な実践項目を掲げ、県民運動として食育を推進します。

なお、第1次計画において重点とした「生活習慣の基礎ができる子供（保護者）」第2次計画において重点とした「青年期」への食育を引き続き強化するとともに、生涯食育社会の実現に向けて「高年期」までの幅広い世代について項目を設定します。

5つの目標

- ① 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる
- ② 楽しく食事をとる習慣を身につける
- ③ 食の安全性を理解した行動ができる
- ④ 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる
- ⑤ 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちがもてる

5 5つの目標を達成するための指標項目と目標値

食育は、健康や教育・農業・食文化など幅広い分野にわたり、関係者や関係団体の連携や協力を得ながら、県民一人ひとりが自ら取り組む県民運動として推進していく必要があります。

そのため、関係者のネットワークを構築し、全県的な普及啓発を積極的に進めるとともに、地域における実践活動を展開していきます。

そこで、取組の方向に沿った施策の成果や達成度を確認するため、5年後を目途に検証の目安として指標を設定します。

各事項の評価については、設定する指標項目とともに各種調査を行いながら総合的に判断していきます。



ぎふ食育キャラクター
ぎふめぐみん

「5つの目標」を達成するための指標項目と目標値

目 標	指 標 項 目	現 況 値 (28年度)	目 標 値 (33年度)
1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる	【指標1】肥満者の減少 ①20歳～60歳代男性の肥満者 ②40歳～60歳代女性の肥満者	(H28県民栄養調査) 28.8% 19.7%	28%以下 17%以下
	【指標2】低栄養傾向者の増加の抑制 ③低栄養傾向者※ (65歳以上) ※BMI20以下	(H28県民栄養調査) 21.1%	22%以下
	【指標3】朝食欠食者の減少 ④3歳児 ⑤小学生 ⑥中学生 ⑦高校生	(H273歳児食生活実態調査) 5.3% (H28学校給食等実態調査) 1.1% 2.9% (H27高校生の食生活等実態調査) 20.0%	0% 0% 0% 15%以下
	【指標4】朝食欠食者の減少 ⑧20歳代男性 ⑨20歳代女性 ⑩30歳代男性 ⑪30歳代女性	(H28県民健康意識調査) 18.2% 27.6% 33.8% 13.0%	15%以下 15%以下 15%以下 5%以下
	【指標5】栄養成分表示を参考にする人の増加 ⑫県民 ⑬20～30歳代	(H28県民栄養調査) 34.2% 40.2%	40%以上 45%以上
2 楽しく食事をとる習慣を身につける	【指標6】朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 ⑭小学生(平日) ⑮中学生(平日)	(H28学校給食等実態調査) 8.54回 6.88回	9回 8回
	【指標7】朝食・夕食を家族とともに食べる人の増加 ⑯高校生(朝食) ⑰高校生(夕食)	(H27高校生の食生活等実態調査) 50.2% 81.5%	60%以上 90%以上
3 食の安全性を理解した行動ができる	【指標8】 ⑯食品リスクコミュニケーション事業への参加人数	(H27生活衛生課) 5,782人 (H26-27)	9,000人 (H26-30)
	【指標9】 ⑯食品リスクコミュニケーション事業に参加した人の理解度	(H27生活衛生課) 98.1%	90%以上
4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる	【指標10】 ⑰学校給食における地場産物の使用の増加	(H27学校給食栄養報告) 31.3% (速報値)	30%以上を維持
	【指標11】 ⑱朝市・直営所の販売額	(H27農産物流通課) 138億円	140億円
5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちがもてる	【指標12】 ⑲農林漁業体験者数の増加	(H27農村振興課) 184,420人	186,000人
その他	【指標13】 ⑳市町村食育推進計画を策定する市町村の増加	(H28保健医療課) 40市町村	全市町村

6 岐阜県食育基本条例における施策の基本となる事項

岐阜県食育基本条例では、第2章に「施策の基本となる事項」を以下のとおり定めています。5つの目標を達成するためには、これらの事項を念頭におき、推進していきます。

施策の基本となる事項

- (1) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進
- (2) 学校、保育所、医療機関等における食育の推進
- (3) 生産者と消費者との交流の促進
- (4) 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援
- (5) 地産地消の促進
- (6) 食文化の継承のための支援
- (7) 食育の推進に関する普及啓発
- (8) 県民の意見の反映



(1) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進 (岐阜県食育基本条例第12条)

食の原点は家庭にあり、特に乳幼児から小学生の時期は家庭への依存度が高く、基礎的な食習慣や食の知識を身につけるためには、何よりも家庭における食生活が重要です。そのため、家庭における食育を支える環境づくりを支援するとともに、家庭を取り巻く地域の連携を積極的に進めます。また、就労者に対してもそれぞれの職場における食育を推進し、生涯を通じた健全な食生活の実現をめざします。



(2) 学校、保育所、医療機関等における食育の推進 (岐阜県食育基本条例第13条)

学校や保育所などの集団生活の中で食について多くの仲間と共に学ぶことは、心や身体の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な食生活を実践する基礎となります。

このため、学校、幼稚園、保育所、医療機関等は、家庭や地域等と連携・協働しながら子供の発達の段階に応じて食育を推進していくことが必要です。



(3) 生産者と消費者との交流の促進 (岐阜県食育基本条例第14条)

食に対する感謝の念を深めていくためには、食を生み出す農林水産業に関する理解が重要です。生産者と消費者が、お互いの立場を理解したうえで、食をめぐる問題や課題を考え、解決のために何をすることが大切か、現状を見直す機会となるように、相互理解を深める交流を進める必要があります。

(4) 農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援 (岐阜県食育基本条例第15条)

安全・安心な食料の安定供給、農林水産業の活性化を図るために、農林水産業者の経営基盤の強化を促進するとともに、生産基盤の整備を推進することが重要です。

そのため、経営感覚に優れた農業経営体の育成や新規就農者の確保を進めるとともに、中山間地域等の条件不利地域では地域の農地を守り、農村集落の活力の維持を図る集落営農組織の育成を進めます。

また、大区画ほ場の整備等の基盤整備により優良農地を確保し、ぎふクリーン農業の推進、新たな産地づくり等により農業・農村の振興を図ります。

(5) 地産地消の促進 (岐阜県食育基本条例第16条)

消費者の安全・安心志向が高まり、朝市・直売所、道の駅などで、県産の信頼できる新鮮な農産物を購入する人が増えています。

県産農畜水産物の消費拡大を一層図るために「地産地消運動」を展開し、消費者がいつでもどこでも県産農畜水産物を手に入れることができるよう生産、流通、消費の間で連携した取組を推進します。

(6) 食文化の継承のための支援 (岐阜県食育基本条例第17条)

日本は、瑞穂の国と呼ばれるように米の栽培を中心とした農業が営まれてきたことから、稻作の作業の節目に行われる行事やそれに伴う食文化など米を中心とした文化を育んできました。このように、食は地域の気候や風土、生活、採れる食材と密接に関わりながら、家庭のなかで親から子へと継承されてきました。

地域で脈々と続いてきた食文化を失わないために、これらの知識を持つ人が地域の人々に普及し継承していく活動を積極的に推進します。

(7) 食育の推進に関する普及啓発 (岐阜県食育基本条例第18条)

食育を県民運動として広く展開していくためには、関係者がお互いの情報を共有し幅広い連携を進めていくことが重要です。また、県民一人ひとりの健全な食生活習慣の定着のためには、県民に「食育」の意識を浸透させていくことが求められます。

(8) 県民の意見の反映 (岐阜県食育基本条例第19条)

食育を県民運動として広く展開していくためには、県が実施する施策の方針や実施方法などに、県民の意見を確実に反映させ、県民が納得できる施策を推進することが重要です。

7 岐阜県食育基本条例「施策の基本となる事項」と「5つの目標」の整理

岐阜県が目指す食育の「基本理念」と第3次計画の「3つの基本方針」、「目的を実現するための5つの目標」の施策体系は次のとおりです。

また、5つの目標を達成するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「施策の基本となる事項（条例第12条～19条）」により、関係部局と連携し横断的に推進します。

岐阜県が目指す食育（基本理念）

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てること（岐阜県食育基本条例）

基本的な考え方

【目的】 1 心身の健康の増進と豊かな人間形成の実現 2 健康寿命の延伸

【3つの基本方針】

重点世代：次世代を担う子供と食生活の課題が多い青年期

① 多様な暮らしを支える食育の推進

－子どもと青年期を重点とし、高年期までの家族形態の変化やライフステージに応じた生涯を通じた食育の推進－

② 食の循環や環境に配慮した食農教育と地産地消の推進

－伝統的な食文化の継承と豊かな農林水産業の活用－

③ 社会環境づくりの推進と、県民とともに進める県民運動の展開

－関係機関が主体的かつ多様に連携し、協働した食育の展開－

目的を実現するための5つの目標

1 食の重要性を理解し、健康な食を実践できる
(条例第12,13条)

◆生活習慣病の予防・改善のための食育推進
(朝食を食べること、適正体重の維持など望ましい食生活の実現支援)
◆いきいきと元気に暮らすための食生活（高齢者の低栄養の予防等）
◆子供の貧困対策としての生活支援（発達状態等に応じた栄養量の確保）

2 楽しく食事をとる習慣を身につける
(条例第12,13条)

◆食を中心とした楽しい家庭づくり（毎月19日の食育の日の活用による共食の推進等）
◆地域等での共食の推進（地域等での共食の場の提供支援）

3 食の安全性を理解した行動ができる
(条例第14,15条)

◆食の安全・安心（リスクコミュニケーションの推進）
◆安全・安心な農産物の生産体制の強化（「ぎふクリーン農業」の高度化、GAP（農業生産工程管理）手法の導入の推進）

4 地域の伝統的な食文化を理解し、継承できる
(条例第16,17条)

◆地域の食文化の発掘・継承と伝承（行事食等の掘り起し等）
◆県産食材の利用促進（学校給食における地場産物の使用）

5 食と農と自然と生命のつながりを理解し、感謝の気持ちがもてる
(条例第14,16条)

◆農林漁業体験を通じた農山村の交流促進（グリーン・ツーリズムや農林漁業体験等）
◆食の循環・環境を意識した食育の推進（食品ロス削減に向けた普及啓発）

体制整備（条例第18・19条）

◆推進体制の整備（推進会議の開催等）

【参考】今後取り組むべき施策の展開

①優先すべき社会・健康課題を整理し②課題の要因を特定③ターゲット層・活動シーンを明確にし、今後5年間で重点的に取り組むべき施策の方針が「3つの基本方針」です。

